御嵩町手をつなぐ育成会 規約

第１章　総　則

第１条　本会は，御嵩町手をつなぐ育成会と称する。

第２条　本会の事務局は，御嵩町内の特別支援学級設置校に置く。

第３条　本会は障がい児の教育に協力するとともに，該当者の福祉の増進自立助成を図ることを目的とする。

第４条　本会は目的を達成するために次の事業を行う。
１　特別支援教育の啓発活動に関すること。
２　該当者の養育相談に協力すること。
３　該当者の職業指導及び就職に関すること。
４　特別支援教育施設，設備及び福祉施設の拡充に協力すること。
５　目的を同じくする団体と協力し，振興につくすこと。
６　会員の特別支援教育に係わる研修に関すること。
７　その他目的達成に必要と思われること。

第５条　本会の会員は，本会の趣旨目的に賛同される有志とする。

第６条　本会の経費は，補助金と会費をもってあてる。

第２章　役　員

第７条　本会に次の役員を置き，その任期は１年とする。ただし再選を妨げない。なお，必要に応じて理事，校区委員については増減を認める。
会長１名，　副会長２名，　理事９名，　事務局長１名
書記１名，　会計１名，　校区委員２６名，　監事１名

第８条　役員の任務は次の通りとする。
１　会長は会を代表し，会務を総括する。
２　副会長は会長を補佐し，会長に事故があるときには，その職務を代行する。
３　理事は会長，副会長とともに会の事業，予算の企画推進にあたる。
４　事務局長は書記，会計の業務を総括する。
５　書記は会の記録をする。
６　会計は会の予算を管理する。
７　校区委員は実務（専門部会）の中心となって推進する。
８　監事は会計の監査をする。

第９条　役員の選出は次のようにする。
１　会長は，各小中学校のＰＴＡ副会長の互選とする。
２　副会長は，単Ｐ副会長１名と事務局校長をもってあてる。
３　理事は次の者とする。
（１）特別支援学級父母の会代表２名。ただし，専門部長がこれを兼ねるものとする。
（２）単Ｐ副会長４名
（３）特別支援学校親の会代表１名。ただし，専門部長に選出された場合には，専門部長がこれを兼ねるものとする。
（４）校長会代表１名
（５）教頭会代表１名

４　事務局長は，事務局を置いた学校の職員から選出する。

５　書記と会計は，保護者または学級担任から１名ずつ選出する。
６　校区委員は，各小中学校の特別支援在籍児童生徒の保護者，特別支援学級担任，特別支援学校親の会代表２名とする。ただし，特別支援学級が開設されていない学校にあっては，職員１名がこれにあたる。
７　監事は会長が委嘱する。

第３章　会　議　等

第１０条　本会は，次の機関を設ける。
１　総会
２　理事会
３　役員総会
４　専門部会
（１）広報部会
（２）相談研修部会

第１１条　総会は，会長が召集する。
１　総会は全会員をもって構成され，規約，予算，決算，事業計画等を審議決定する。
２　総会は，役員総会をもってこれに代えることができる。
３　役員総会は，役員及び特別支援学級在籍の保護者で構成する。

第１２条　理事会は，会長が召集する。
１　理事会の構成は，次の役員とする。
会長　副会長　理事　事務局長　書記　会計
２　理事会は本会の執行機関として，役員総会の原案作成や本会の業務をつかさどる。

第１３条　役員総会は，会長が召集する。
１　役員総会は年１回とするが，必要に応じて臨時に開催できる。
２　役員総会は次の事項について決議する。
（１）歳出入予算及び事業の承認決定
（２）役員の承認
（３）規約の改正
（４）その他必要な事項

第１４条　専門部会は，校区委員で構成し，部長と副部長を互選する。
１　各部会は，部長が召集する。
２　専門部会では活動計画を作成し，実務を推進する。

第１５条　本会の会計年度は，毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

付則

本規約は，昭和５６年６月より施行する。

（昭和５８年３月一部改正）
（昭和６２年５月一部改正）
（平成　元年５月一部改正）
（平成　８年４月一部改正）
（平成１１年５月一部改正）
（平成２０年５月一部改正）
（平成２２年５月一部改正）
（平成２４年４月一部改正）
（平成２５年４月一部改正）
（平成２６年４月一部改正）
（平成３０年４月一部改正）